

2025 年 6 月 20 日 一部改正
2025 年 1 月 29 日 技術委員会 審議
2025 年 6 月 10 日 国土交通大臣 認可

ハッチカバーの効力試験

改正対象

鋼船規則 B 編

改正理由

鋼船規則 B 編に規定するばら積貨物船の機械駆動式ハッチカバーの効力試験に関する要件は、IACS 統一規則 Z シリーズに規定される要件を取入れたものである。

このため、本会規則に規定する要件と IACS 統一規則の用語の対応がより明確になるよう関連規定を改める。

改正内容

機械駆動式ハッチカバーの作動確認においては、開閉方向全域に動かすことにより作動確認を行う旨の文言を明記する。

施行及び適用

2025 年 6 月 20 日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は、その規則に対応する
要領があることを示しております。

ID: DH24-08

「ハッチカバーの効力試験」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 B 編 船級検査 3 章 年次検査 3.2 船体，艀装，消火設備及び備品の年次検査 3.2.3 効力試験* 年次検査では，表 B3.3 に掲げる設備及び装置について，効力試験を行う。	鋼船規則 B 編 船級検査 3 章 年次検査 3.2 船体，艀装，消火設備及び備品の年次検査 3.2.3 効力試験* 年次検査では，表 B3.3 に掲げる設備及び装置について，効力試験を行う。	

「ハッチカバーの効力試験」 新旧対照表

新		旧		備考
表 B3.3 効力試験		表 B3.3 効力試験		IACS UR Z10.2 / 3.2.3.2 IACS UR Z10.5 / 3.2.3.2
試験項目	試験内容	試験項目	試験内容	
1 風雨密倉口蓋	(1) 射水試験（検査員が必要と認める場合） (2) 機械駆動式倉口蓋にあっては、任意に選択したものについて作動確認を行う。なお、作動確認には、油圧装置、電源装置、ワイヤー、チェーン及び連結装置の作動確認も含む。 (3) ばら積貨物船の機械駆動式倉口蓋にあっては、船首から $0.25L_f$ の範囲にあるもの及びそれ以外に少なくとも 1 組について、 <u>開閉方向全域に動かすことにより</u> 作動確認を行う。ただし、定期検査間の 5 年において、いずれの倉口蓋も少なくとも 1 度は作動確認を行うこと。なお、作動確認には、油圧装置、電源装置、ワイヤー、チェーン及び連結装置の作動確認も含む。	1 風雨密倉口蓋	(1) 射水試験（検査員が必要と認める場合） (2) 機械駆動式倉口蓋にあっては、任意に選択したものについて作動確認を行う。なお、作動確認には、油圧装置、電源装置、ワイヤー、チェーン及び連結装置の作動確認も含む。 (3) ばら積貨物船の機械駆動式倉口蓋にあっては、船首から $0.25L_f$ の範囲にあるもの及びそれ以外に少なくとも 1 組について作動確認を行う。ただし、定期検査間の 5 年において、いずれの倉口蓋も少なくとも 1 度は作動確認を行うこと。なお、作動確認には、油圧装置、電源装置、ワイヤー、チェーン及び連結装置の作動確認も含む。	
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	

「ハッチカバーの効力試験」 新旧対照表

新	旧	備考																												
4 章 中間検査 4.2 船体，艀装，消火設備及び備品の中間検査 4.2.3 効力試験* 中間検査では，表 B4.1 に掲げる設備及び装置について，効力試験を行う。 表 B4.1 効力試験 <table><tr><th>試験項目</th><th>試験内容</th></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>12 貨物区域の消防及び防火に係る各種開口の閉鎖装置</td><td>(1) 作動確認</td></tr><tr><td colspan="2">ばら積貨物船に対する追加要件</td></tr><tr><td>13 機械駆動式倉口蓋</td><td>(1) 船首から 0.25L_f の範囲にあるもの及びそれ以外に少なくとも 1 組について，開閉方向全域に動かすことにより作動確認を行う。ただし，定期検査間の 5 年において，いずれの倉口蓋も少なくとも 1 度は作動確認を行うこと。なお，作動確認には，油圧装置，電源装置，ワイヤー，チェーン及び連結装置の作動確認も含む。 (2) 建造後 10 年を超える船舶では，全てについて作動確認</td></tr><tr><td>14 風雨密倉口蓋</td><td>(1) 建造後 10 年を超える船舶では，全てについて射水試験又はこれと同等の試験</td></tr><tr><td>15 水位検知警報装置</td><td>(1) 建造後 10 年を超える船舶では，全てについて作動試験</td></tr></table>	試験項目	試験内容	(省略)	(省略)	12 貨物区域の消防及び防火に係る各種開口の閉鎖装置	(1) 作動確認	ばら積貨物船に対する追加要件		13 機械駆動式倉口蓋	(1) 船首から 0.25L _f の範囲にあるもの及びそれ以外に少なくとも 1 組について，開閉方向全域に動かすことにより作動確認を行う。ただし，定期検査間の 5 年において，いずれの倉口蓋も少なくとも 1 度は作動確認を行うこと。なお，作動確認には，油圧装置，電源装置，ワイヤー，チェーン及び連結装置の作動確認も含む。 (2) 建造後 10 年を超える船舶では，全てについて作動確認	14 風雨密倉口蓋	(1) 建造後 10 年を超える船舶では，全てについて射水試験又はこれと同等の試験	15 水位検知警報装置	(1) 建造後 10 年を超える船舶では，全てについて作動試験	4 章 中間検査 4.2 船体，艀装，消火設備及び備品の中間検査 4.2.3 効力試験* 中間検査では，表 B4.1 に掲げる設備及び装置について，効力試験を行う。 表 B4.1 効力試験 <table><tr><th>試験項目</th><th>試験内容</th></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>12 貨物区域の消防及び防火に係る各種開口の閉鎖装置</td><td>(1) 作動確認</td></tr><tr><td colspan="2">ばら積貨物船に対する追加要件</td></tr><tr><td>13 機械駆動式倉口蓋</td><td>(1) 船首から 0.25L_f の範囲にあるもの及びそれ以外に少なくとも 1 組について作動確認。ただし，定期検査間の 5 年において，いずれの倉口蓋も少なくとも 1 度は作動確認を行う。 (2) 建造後 10 年を超える船舶では，全てについて作動確認</td></tr><tr><td>14 風雨密倉口蓋</td><td>(1) 建造後 10 年を超える船舶では，全てについて射水試験又はこれと同等の試験</td></tr><tr><td>15 水位検知警報装置</td><td>(1) 建造後 10 年を超える船舶では，全てについて作動試験</td></tr></table>	試験項目	試験内容	(省略)	(省略)	12 貨物区域の消防及び防火に係る各種開口の閉鎖装置	(1) 作動確認	ばら積貨物船に対する追加要件		13 機械駆動式倉口蓋	(1) 船首から 0.25L _f の範囲にあるもの及びそれ以外に少なくとも 1 組について作動確認。ただし，定期検査間の 5 年において，いずれの倉口蓋も少なくとも 1 度は作動確認を行う。 (2) 建造後 10 年を超える船舶では，全てについて作動確認	14 風雨密倉口蓋	(1) 建造後 10 年を超える船舶では，全てについて射水試験又はこれと同等の試験	15 水位検知警報装置	(1) 建造後 10 年を超える船舶では，全てについて作動試験	IACS URZ10.2 / 4.1.2 IACS UR Z10.5 / 4.1.2
試験項目	試験内容																													
(省略)	(省略)																													
12 貨物区域の消防及び防火に係る各種開口の閉鎖装置	(1) 作動確認																													
ばら積貨物船に対する追加要件																														
13 機械駆動式倉口蓋	(1) 船首から 0.25L _f の範囲にあるもの及びそれ以外に少なくとも 1 組について，開閉方向全域に動かすことにより作動確認を行う。ただし，定期検査間の 5 年において，いずれの倉口蓋も少なくとも 1 度は作動確認を行うこと。なお，作動確認には，油圧装置，電源装置，ワイヤー，チェーン及び連結装置の作動確認も含む。 (2) 建造後 10 年を超える船舶では，全てについて作動確認																													
14 風雨密倉口蓋	(1) 建造後 10 年を超える船舶では，全てについて射水試験又はこれと同等の試験																													
15 水位検知警報装置	(1) 建造後 10 年を超える船舶では，全てについて作動試験																													
試験項目	試験内容																													
(省略)	(省略)																													
12 貨物区域の消防及び防火に係る各種開口の閉鎖装置	(1) 作動確認																													
ばら積貨物船に対する追加要件																														
13 機械駆動式倉口蓋	(1) 船首から 0.25L _f の範囲にあるもの及びそれ以外に少なくとも 1 組について作動確認。ただし，定期検査間の 5 年において，いずれの倉口蓋も少なくとも 1 度は作動確認を行う。 (2) 建造後 10 年を超える船舶では，全てについて作動確認																													
14 風雨密倉口蓋	(1) 建造後 10 年を超える船舶では，全てについて射水試験又はこれと同等の試験																													
15 水位検知警報装置	(1) 建造後 10 年を超える船舶では，全てについて作動試験																													

「ハッチカバーの効力試験」 新旧対照表

新	旧	備考
5 章 定期検査	5 章 定期検査	
5.2 船体，艙装，消火設備及び備品の定期検査 5.2.3 効力試験* -1. 定期検査では，4.2.3 に規定する設備及び装置について効力試験を行うほか，C 編 1 編 3.8.1.1, 2-2 編 3.2.2.1 及び 2-3 編 3.2.2.1 の規定により備付けが要求される積付計算機が正常に作動することを確認する。なお，4.2.3 の表 B4.1 第3項でいう係船装置及び揚錨装置については，その効力試験を省略することはできない。 -2. 前-1.によるほか，次の(1)から(10)の効力試験及び作動試験を行う。 (1) すべての機械駆動式倉口蓋について作動確認。 <u>ばら積貨物船の機械駆動式倉口蓋にあっては，開閉方向全域に動かすことにより作動確認を行う。</u>なお，作動確認には，油圧装置，電源装置，ワイヤー，チェーン及び連結装置の作動確認も含む。 (2) すべての風雨密倉口蓋について射水試験又はこれと同等の試験 (3) すべてのビルジ管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験 (4) すべてのバウドア，内扉，サイドドア及びスタンダードアについて，射水試験又はこれと同等の試験 (5) 水密隔壁水密戸並びに船楼端隔壁出入口及び乾舷甲板下の場所に通じる昇降口を保護する甲板室又は昇降口室の出入口の閉鎖装置について，	5.2 船体，艙装，消火設備及び備品の定期検査 5.2.3 効力試験* -1. 定期検査では，4.2.3 に規定する設備及び装置について効力試験を行うほか，C 編 1 編 3.8.1.1, 2-2 編 3.2.2.1 及び 2-3 編 3.2.2.1 の規定により備付けが要求される積付計算機が正常に作動することを確認する。なお，4.2.3 の表 B4.1 第3項でいう係船装置及び揚錨装置については，その効力試験を省略することはできない。 -2. 前-1.によるほか，次の(1)から(10)の効力試験及び作動試験を行う。 (1) すべての機械駆動式倉口蓋について作動試験。 なお，作動試験には，油圧装置，電源装置，ワイヤー，チェーン及び連結装置の作動試験も含む。 (2) すべての風雨密倉口蓋について射水試験又はこれと同等の試験 (3) すべてのビルジ管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験 (4) すべてのバウドア，内扉，サイドドア及びスタンダードアについて，射水試験又はこれと同等の試験 (5) 水密隔壁水密戸並びに船楼端隔壁出入口及び乾舷甲板下の場所に通じる昇降口を保護する甲板室又は昇降口室の出入口の閉鎖装置について，	IACS UR Z10.2 / 2.2.4.2 IACS UR Z10.5 / 2.2.4.2

「ハッチカバーの効力試験」 新旧対照表

新	旧	備考
射水試験又はこれと同等の試験 (6) 油タンカー及び危険化学品ばら積船にあっては、すべての貨物タンク、すべてのバラストタンク及びこれらに隣接するすべてのタンク及び区画（ポンプ室、パイプトンネル、コファダム及び空所等）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験 (7) 液化ガスばら積船の定期検査にあっては、すべてのバラストタンク及び貨物タンクに隣接するすべてのタンク及び区画（ポンプ室、貨物圧縮機室、コファダム、パイプトンネル及び空所）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験 (8) ばら積貨物船及び総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船にあっては、すべての貨物倉、すべてのバラストタンク及び貨物倉に隣接するすべてのタンク及び区画（パイプトンネル、コファダム及び空所等）内の各種管装置並びに暴露した甲板上の各種管装置について効力試験及び作動試験 (9) すべての水位検知警報装置について、4.2.3 の表 B4.1 第 1 項でいう作動試験 (10) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあっては、乗降設備について効力試験 -3. 検査員が必要と認める場合には、復原性試験の実施及び復原性資料の修正を要求することがある。	射水試験又はこれと同等の試験 (6) 油タンカー及び危険化学品ばら積船にあっては、すべての貨物タンク、すべてのバラストタンク及びこれらに隣接するすべてのタンク及び区画（ポンプ室、パイプトンネル、コファダム及び空所等）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験 (7) 液化ガスばら積船の定期検査にあっては、すべてのバラストタンク及び貨物タンクに隣接するすべてのタンク及び区画（ポンプ室、貨物圧縮機室、コファダム、パイプトンネル及び空所）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験 (8) ばら積貨物船及び総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船にあっては、すべての貨物倉、すべてのバラストタンク及び貨物倉に隣接するすべてのタンク及び区画（パイプトンネル、コファダム及び空所等）内の各種管装置並びに暴露した甲板上の各種管装置について効力試験及び作動試験 (9) すべての水位検知警報装置について、4.2.3 の表 B4.1 第 1 項でいう作動試験 (10) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあっては、乗降設備について効力試験 -3. 検査員が必要と認める場合には、復原性試験の実施及び復原性資料の修正を要求することがある。	

「ハッチカバーの効力試験」 新旧対照表

新	旧	備考
附 則 1. この改正は，2025 年 6 月 20 日から施行する。		